議案第31号

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

（別　紙）

令和６年６月５日提出

葉山町長　山　梨　崇　仁

提案理由

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域に派遣され、災害応急対応等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を提案するものです。

葉山町条例第　号

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

（６）　災害応急対応等派遣手当

第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（災害応急対応等派遣手当）

第８条　災害応急対応等派遣手当は、職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事したときに支給する。

２　前項に規定する手当の額は、１日につき1,080円とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例第２条及び第８条の規定は、令和６年１月１日から適用する。

議案第 31 号参考資料 第　2　回　定　例　会 令 和 ６ 年 ６ 月 ５ 日

条例の概要

題　名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

１　趣　旨

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととした。

２　内　容

特殊勤務手当に災害応急対応等派遣手当を追加し、その額を１日につき 1,080 円とすることとした。

３　施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、この条例による改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例第２条及び第８条の規定は、令和６年１月１日から適用することとした。

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例	○葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例
昭和43年３月29日条例第19号	昭和43年３月29日条例第19号
葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例	葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項及び葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）第10条の２の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定める。	第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項及び葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）第10条の２の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定める。
（特殊勤務手当の種類）	（特殊勤務手当の種類）
第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
（１）　防疫作業従事職員の特殊勤務手当	（１）　防疫作業従事職員の特殊勤務手当
（２）　行旅死亡人及び変死人の処置作業従事職員の特殊勤務手当	（２）　行旅死亡人及び変死人の処置作業従事職員の特殊勤務手当
（３）　死畜処理作業従事職員の特殊勤務手当	（３）　死畜処理作業従事職員の特殊勤務手当
（４）　災害現場作業従事職員の特殊勤務手当	（４）　災害現場作業従事職員の特殊勤務手当
（５）　救急業務従事職員の特殊勤務手当	（５）　救急業務従事職員の特殊勤務手当
（６）　災害応急対応等派遣手当	（新設）
（救急業務従事職員の特殊勤務手当）	（救急業務従事職員の特殊勤務手当）
第７条　救急業務従事職員の特殊勤務手当は、当該業務のため出動し、救急患者を搬送したとき、次の各号に定めるところにより支給する。	第７条　救急業務従事職員の特殊勤務手当は、当該業務のため出動し、救急患者を搬送したとき、次の各号に定めるところにより支給する。
（１）　救急救命士が救急救命士法（平成３年法律第36号）第44条に規定する救急救命処置を行ったとき　出動１回につき510円	（１）　救急救命士が救急救命士法（平成３年法律第36号）第44条に規定する救急救命処置を行ったとき　出動１回につき510円
（２）　救急業務に従事する消防職員が前号に掲げる処置の補助を行ったとき　出動１回につき200円	（２）　救急業務に従事する消防職員が前号に掲げる処置の補助を行ったとき　出動１回につき200円
（災害応急対応等派遣手当）	（新設）
第８条　災害応急対応等派遣手当は、職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域	

改正後	改正前
（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事したときに支給する。 ２　前項に規定する手当の額は、１日につき1,080円とする。	
（委任） 第９条　この条例に定めるもののほか特殊勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第８条　この条例に定めるもののほか特殊勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。